

第3章 計画の基本的な考え方（第4期障害者計画）

1 基本理念

羽曳野市では、行政、障害者団体をはじめ関係機関、企業、地域住民などの、さまざまな主体と連携・協働しながら、障害のある人の自立と社会参加を支え、障害のある人が身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

本計画では、第3期計画から引き続き、障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後もめざします。また、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざします。

《計画の基本理念》

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

◆共生社会（共に生きる社会）◆

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会

◆ノーマライゼーション◆

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという考え方

◆リハビリテーション◆

障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援するという考え方

2 基本原則

基本理念に基づいて、本市の障害福祉施策を推進するうえで、施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。

(1) 障害者の権利と自己決定の尊重

その人らしく自立して暮らせるまちづくりのためには、障害に基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障害者の自己決定が尊重され、選択の機会が確保される必要があります。

就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害のある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みを進めます。

(2) 社会的障壁の除去・軽減

障害者基本法では、障害のある人を本人の心身機能の障害のみでとらえるのではなく、「社会的障壁」(障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことから)という社会との関係性によってとらえています。

社会的障壁をなくすために多大な負担を要しない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害のある人が排除される社会を変えていかなければなりません。障害のある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

(3) 地域社会における共生

障害のある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に生きる地域社会の実現につながります。

誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

3 基本目標と施策体系

基本目標1 自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。

そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。

また、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、制度や分野ごとの「縦割り」を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」支援ができる体制を構築していくとともに、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 相談支援・情報提供の充実
- (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

基本目標2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。

そのために、障害の早期発見・早期療育を進めていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援に努めます。

- (1) 療育・就学前教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 雇用の促進
- (4) 就労支援の充実

基本目標3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。

そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いを進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加を進め、交流する機会を増やします。

また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

- (1) 人権の尊重と差別の禁止
- (2) 行政サービスにおける合理的配慮
- (3) 地域福祉活動・交流活動の推進
- (4) スポーツ・文化活動の推進
- (5) 安全・安心のまちづくり

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その人らしく自立して暮らせる共生のまち</p>	<p>基本目標 1</p> <p>自立した生活を支える 支援体制の整備</p>	<p>(1) 障害福祉サービスの充実</p> <p>(2) 相談支援・情報提供の充実</p> <p>(3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>一人ひとりの想いを実現 するための支援の充実</p>	<p>(1) 療育・就学前教育の充実</p> <p>(2) 学校教育の充実</p> <p>(3) 雇用の促進</p> <p>(4) 就労支援の充実</p>
	<p>基本目標 3</p> <p>いきいきと共に暮らせる 地域づくりの推進</p>	<p>(1) 人権の尊重と差別の禁止</p> <p>(2) 行政サービスにおける合理的配慮</p> <p>(3) 地域福祉活動・交流活動の推進</p> <p>(4) スポーツ・文化活動の推進</p> <p>(5) 安全・安心のまちづくり</p>